解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年二月十二日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

京都府船井郡京丹波町質美大西一四番地ノ一
質美下村生産森林組合
清算人　大西　弘一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪府和泉市府中町二丁目七番五号
財団法人和泉市産業・観光振興会
清算人　飯坂　俊明

解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岡山県英田郡西粟倉村大字影石四二〇―一
特例財団法人西粟倉村森の村振興公社
代表清算人　青木　秀樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岡山市北区南方二丁目一三番一号
社団法人岡山県知的障害者福祉協会
代表清算人　安井　直人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

広島市中区上八丁堀六番六九号
社団法人広島県公共嘱託登記司法書士協会
清算人　大津　英治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十三日付広島県知事の認可により平成二十五年二月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

広島県大竹市小方一丁目二一番三〇号
医療法人松浦医院
清算人　松浦　節子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山口県防府市寿町七番一号
財団法人防府市公営施設管理公社
清算人　中村　隆

解散公告（第三回）

当法人は存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

徳島県海部郡海陽町鞆浦字立岩五〇番地一二
財団法人二葉保育園
代表清算人　三浦　茂貴

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

長崎県松浦市志佐町里免三六五番地
財団法人伊万里湾漁業被害救済基金
清算人　友広　郁洋

配当公告

愛媛県松山市千舟町五丁目七番地六
破産者　ＮＩＳグループ株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十四年（フ）第一四二〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七四、四七三、七二四、三三四円

一、配当することのできる金額
金二、五七九、四〇二、一六二円

平成二十五年四月八日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本ガス協会ビル五階虎ノ門南法律事務所
破産管財人　内田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区篠路一〇条三丁目一番、最後の住所札幌市北区篠路一〇条三丁目一番一九号　被相続人　亡　柏谷　重義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目半田ビル五階　磯部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯部　真士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市刈和野字小野三三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　友造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

秋田県秋田市山王六丁目二〇番二二号
相続財産管理人　弁護士　木元　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡榛東村大字山子田七三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小田切キン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永島　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲宿五二番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻六八六六番地　被相続人　亡　酒井　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

埼玉県さいたま市緑区道祖土三―一七―二三
浅香経営法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅香　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市幸谷九六七番地、最後の住所千葉県柏市豊町二丁目一番一七号　被相続人　亡　近江　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所千葉県柏市柏四丁目一一番一七号
森田ビル二階　柏綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内田　徳子